

## 福島県高校生等「奨学給付金」のお知らせ

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に申請に基づき奨学給付金(返還不要)を給付する、高校生等奨学資金給付事業を実施する予定です。



### 制度の概要

※ 制度の内容については、変更になる場合があります。  
※ 令和2～5年度に実施した「新入生への前倒し給付(新入生の希望者のみ、年額のうち4月～6月までの3ヶ月分を通常より前倒しで給付するもの)」、「家計急変世帯への支援(家計が急変したことにより所得割非課税世帯相当と認められる世帯を対象とし給付するもの)」について、令和6年度においての実施は未定ですので、決まり次第お知らせします。

### ◆ 対象となる世帯

令和6年7月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等が福島県内に住所を有すること  
※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。  
※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和6年度)が非課税であること  
又は生活保護受給世帯であること  
※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税であることが必要です。
- ③ 生徒が就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること  
※ 対象校:高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等

### ◆ 生徒一人当たりの令和6年度給付予定額(年額)

給付区分	対象	課程等	生徒の状況	国公立	私立
1. 生活保護受給世帯	生活保護(生業扶助)を受給している世帯	専攻科以外		32,300円	52,600円
2. 所得割非課税世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(1を除く)	通信制及び専攻科以外	第1子	122,100円	142,600円
			第2子以降(★)	143,700円	152,000円
		通信制及び専攻科		50,500円	52,100円

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒  
ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉  
イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹  
ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹  
エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

- ◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等
- ◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込

### 申請手続等

#### ◆ 申請時期

申請の受付は7月以降の予定です。(申請は毎年度必要です。)

手続の詳細(提出書類、提出期限等)は、在学する学校から改めてお知らせします。

また、県高校教育課のホームページにも情報を掲載します。

#### ◆ 提出期限

生徒が在学する学校に必要書類を提出していただきます。



### 【お問合せ先】

福島県磐城第一高等学校 電話 26-1251

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当

〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775

メールアドレス k.koukouyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金

検索